

政令第八十三号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第二十五条、第九十四条第三項及び附則第十九条第三項、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十五条第二項及び第六十条並びに同法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ コール資金の貸付け又は手形の割引

第十六条の三第二号中「前条第一項第三号ロ」を「前条第一項第三号ハ」に改める。

第二十条の表第十六条の二第一項第三号ロの項及び第二十一条の三の表第十六条の二第一項第三号ロの項中「第十六条の二第一項第三号ロ」を「第十六条の二第一項第三号ハ」に改める。

第二十五条の十の見出し中「第八十九条等」を「第八十七条等」に改め、同条中「における法」の下に「第八十七条第三項、」を加え、「第九十一条第二項」を「第九十一条第一項」に改め、同条の表第八十九条第二項の項の前に次のように加える。

第八十七条第三項	申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に	申出は
----------	-------------------------------	-----

第二十五条の十の表第九十一条第二項の項を次のように改める。

第九十一条第一項	受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に	受給権者は
----------	------------------------	-------

附則第三十条の三の見出し中「第八十九条等」を「第八十七条等」に改め、同条中「における法」の下に「第八十七条第三項、」を加え、同条の表第八十九条第二項の項の前に次のように加える。

第八十七条第三項

申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に

申出は

附則第三十条の三の表第九十一条第一項の項中「以内」を「以内に」に、「請求をする者は、附則第九条第一項の請求と同時」を「受給権者は」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十三年政令第五百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「平成二十七年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第一項中「平成二十七年四月分」を「平成二十九年四月分」に、「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十六年六月一日」を「平成二十八年六月一日」に、「四・八〇八」を「四・八〇三」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第四百四号)第五条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十九年政令第八十三号)第二条」に、「平成二十五年六月一日」を「平成二十六年六月一日」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。附則第二項において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中

<p>改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号ロ</p>	<p>月数</p>	<p>月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p>
--	-----------	-------------------------------

を

(2)	改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号ロ (2) (i)	が二十年	、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。（ii）において同じ。）を合算した期間が二十年
(2) (ii) 第一項第一号ロ 改正前地共済法 第九十九条の二	が二十年	、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間を合算した期間が二十年	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数

に改め、同表改正前地共済法第九十九条の二第三項の項中

第一項第一号イ(2)	同項第一号イ(2)	を
------------	-----------	---

第一項第一号イ(2)	同項第一号イ(2)	に改め、同表改正
が二十年	、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。（ii）において同じ。）を合算した期間が二十年	

前地共済法第百五条第一項本文の項中「改正後厚生年金保険法第二十条第一項」を「厚生年金保険法第二十条第一項」に改め、同表改正前地共済法第百七条の三第一項第一号の項中「（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）」を削り、同表改正前地共済法第百四十条第一項の項中

政令で定めるもの	地方公務員等共済組合法施行令第三十九条第一項に規定するもの	を
----------	-------------------------------	---

政令で定めるもの	地方公務員等共済組合法施行令第三十九条第一項に規定するもの
に使用される	(他の法令の規定により地方公務員等共済組合法第四百十条第一項に規定する公庫等とみなされた法人を含む。)に使用される
公庫等職員」とい う	公庫等職員」という。(他の法令の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされた者を含む。以下この条において同じ

に改める。

第十二条第一項の表平成十二年地共済改正法附則第十条第四項の項中

法第四十四条第二 項中「組合員期間	なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「旧地 共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二 号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一 元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（
----------------------	--

を

	以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）
--	-------------------------------------

法第四十四条第二項中「組合員期間	なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間（平成十五年四月以後）」と、「この
組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）	）をいう。以下同じ。）の

に改め、「旧地

方公務員共済組合員期間が」とあるのは「基準日後組合員期間が」と、「を削り、同表平成十二年地共済改正法附則第十一条第四項の項中

「長期給付」と、「	長期給付」と、「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元
-----------	-----------------------------

<p>組合員期間</p>	<p>化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
<p>長期給付」と、「組合員期間 組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）</p>	<p>長期給付」と、「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間（平成十五年四月以後）」と、「」の（をいう。以下同じ。）の</p>

を

に改める。

第十三条第一項中「第四十八条の規定」を「第四十八条」に、「の規定、改正後地共済法第百十七条から第百二十一条まで及び別表第二」を「並びに第百十七条、改正後地共済法第百十八条及び第百十九条、

地方公務員等共済組合法第百二十条及び第百二十一条」に改め、同項の表改正後地共済法第百十七条第一項の項中「改正後地共済法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第十四条第一項の表なお効力を有する改正前地共済法第百七条の四第一項の項並びに第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第一号の項及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の四第一項の項中「改正後厚生年金保険法第二十条第一項」を「厚生年金保険法第二十条第一項」に改める。

第十九条中「及び第百十七条から第百二十一条まで」を「、地方公務員等共済組合法第百十七条、改正後地共済法第百十八条及び第百十九条並びに地方公務員等共済組合法第百二十条及び第百二十一条」に、「改正後地共済法第百十七条第一項」を「同法第百十七条第一項」に改める。

第百二十条中「を支給する場合には」を「の支給については」に改める。

第四百七条第一項中「改正後地共済令第十六条の二」を「地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二」に、「改正後地共済令」を「(同令)」に、「改正後地共済令の」を「同令の」に改め、同条第二項中「改正後地共済令第十六条の二」を「地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二」に、「改正後地共

済令の」を「同令の」に改め、同項の表第十六条の二第一項第三号口の項中「第十六条の二第一項第三号口」を「第十六条の二第一項第三号ハ」に改める。

（平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第四条 平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十八年度」を「平成二十九年年度」に改める。

本則中「平成二十八年度」を「平成二十九年年度」に改め、本則の表中「一・二二一」を「一・二二〇」に、「一・二三一」を「一・二三〇」に、「一・二五七」を「一・二五六」に、「一・二六三」を「一・二六二」に、「一・二六九」を「一・二六八」に、「一・二七九」を「一・二七八」に、「一・二九〇」を「一・二八九」に、「一・二九一」を「一・二九〇」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項及び第十二条第一項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

(旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

3 平成二十九年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

理由

地方公務員共済組合等による厚生年金保険給付積立金等資金等の運用方法を追加するとともに、平成二十九年年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定等を行うほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。